

## 公共施設の使用料適正化について

### 1. 使用料の見直しについて

- 別紙「公共施設使用料の見直しに係る基本方針（原案）」を参照。

### 2. 減免基準の見直しについて

- 公共料金の減免措置は、受益者負担の原則の例外として、市の施策推進の観点から限定的・特例的に行われるものです。
- 本市では統一した減免基準が定まっておらず、対象の拡大的な運用や、受益者の大半が減免されているなど、料金設定の意義が失われ、受益者負担の原則から逸脱しているケースも見られます。そこで、各施設やサービスの特性に配慮しつつ、市民にわかりやすく、誰からみても必要と考えられる範囲へと減免基準の見直しを図る必要があります。
- 使用料の減額や免除の基準は、施設の設置目的や利用者との関係が多様なことから、全施設に一律の基準を適用することは現実的ではないため、全施設共通の基準と、施設の性質に応じた個別の基準を設定することとします。

#### 【共通の減免基準（案）】

実施主体や利用目的による区分	減 免 率
(1) 市等が主催又は共催して利用する場合	免除
(2) 市等の附属機関及びそれに準ずる機関や、公的機関から委嘱又は任命された者・団体が、公益的な目的で利用する場合	
(3) 施設の管理運営団体（指定管理者）が、施設の管理運営目的（協定書記載の業務）で自らが管理する施設を利用する場合	

#### 【個別の減免基準（案）】

実施主体や利用目的による区分	減 免 率
(1) 各種団体が、市等の要請又は委託を受けて利用する場合	施設所管課 で設定※
(2) 市等が主体的役割を担う団体が主催又は共催し、公益に資すると認められるものに利用する場合	
(3) 公共的団体等が主催又は共催し、公益に資すると認められるものに利用する場合	
(4) 市等以外の公的機関が主催又は共催し、減免しないことにより、本市の施策や公共サービスの停滞につながると考えられる場合	

※市としての統一した考え方をベースに、各課が個別に設定する。

### 3. 見直しスケジュール（案）

時期		内容
R2 年度	1~2 月	●議会との議論、行革推進委員会 基本方針（原案）の確認
	3/10	●行革推進委員会 基本方針（原案）の確認
R3 年度	6 月	●議会との議論、行革推進委員会
	11 月	●議会との議論、行革推進委員会 新料金（案）及び減免基準（案）の確認
	1 月	●パブリック・コメント（基本方針のみ）
	2 月	●議会との議論、行革推進委員会 パブリック・コメントの結果報告
	3 月	●見直しを実施する施設：各施設管理条例の改正案提出 ●減免基準の告示
R4 年度	4 月～	●周知期間
	10 月～	●見直しを実施する施設：新料金を適用 ●その他の施設：引き続き適正な料金設定に向け検討 ●全施設：新減免基準を適用 ※その他の施設とは、施設個別の事情により適正な料金の設定に更なる検討を要する施設。
随時		●その他の施設の内、調整が済んだ施設から料金改正
R6 年度		●全施設：見直し作業開始
R8 年度	4 月～	●見直しを実施する施設：新料金を適用

